

○ 労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令（平成二十三年内閣府令第二号）
 十三年内閣府令第二号
 厚生労働省令第二号

改 正 案	現 行
附 則 1・2（略） 3 前項の規定にかかわらず、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により、同項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年四月一日前の各期間に係る法第七条第一項の規定による説明書類の作成又は法第八条第一項の規定による報告（以下この項において「平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告」という。）を行うことに支障が生じた金庫（法第二条第一項第四号及び第七号に掲げる者をいう。）は、この命令による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令別紙様式第一号又は第二号の例により平成二十三年四月一日前の各期間に係る説明書類の作成又は報告をすることができる。この場合においては、その理由をこれらの様式に注記しなければならない。	附 則 1・2（略） （新設）